

- 発行しました 彦根市暮らしの便利帳 . . . 2
- 7月9日(月)から外国人の皆さんの登録制度が変わります . . . 3
- 人間ドックを受けてみませんか . . . 4
- 地域通貨「彦」の交付が始まります . . . 6
- 保留地を売却します . . . 8
- 募集 グリーンピアひこね自主講座 . . . 11
- 第2回ひこね子ども文芸作品 . . . 16



彦根城 桜まつり

開花状況によっては彦根警察署の指導のもと、期間前の3月下旬から交通規制を実施することがあります。

桜の開花状況や、交通規制(車両通行止め)の情報は、
(社)彦根観光協会 <http://www.hikoneshi.com>

4月1日(日)～
同20日(金)(予定)

交通規制(車両通行止め)のお知らせ

桜まつり期間中、彦根城には市内外から多くの来訪者でにぎわい、混雑が予想されます。

事故防止のため、城内で交通規制を実施しますので、ご協力をお願いします。

規制区間と期間

- 元二の丸派出所～黒門前(右図の 部分)
期間中の毎日 9:00～22:00(車両通行止め)
- いろは松～彦根東高校前(右図の 部分)
桜の見頃の期間中 9:00～18:00(車両通行止め)

※桜まつりの期間中、城内と城周辺道路は混雑します。ご来城には、できるだけ公共交通機関をご利用ください。また、周辺住民の迷惑となる路上駐車はしないでください。

※交通規制などは、都合により変更する場合があります。



問い合わせ先

市観光振興課 ☎ 30-6120、FAX22-1398
(社)彦根観光協会 ☎ 23-0001、FAX26-1919

桜まつりの期間中、彦根城内堀沿いでは、夜桜見物をお楽しみいただくためのライトアップを
日没から21:00まで実施します。(期間は、開花状況に応じて変更することがあります)

4月から

工場立地法による届出
窓口が彦根市に

市 商 工 課

工場立地法に基づく届出
(対象となる特定工場の新設・変更などの届出)は、これまで滋賀県が届出窓口となっていました。4月以降は、彦根市が届出窓口となります。

届出の対象となる特定工場
次の①と②両方に該当する

工場です。

①製造業等(※)に係る工場
または事業場であること

②工場立地法に基づく敷地面積が9千㎡以上、または建築物の建築面積の合計が3千㎡以上

※「製造業等」の範囲は、製造業、電気供給業、ガス供給業または熱供給業です。これらの業種で、生産施設を設置して製造・加工などの業務のために使用する場合は、「特定工場」となります。

運送、倉庫、修理を専業とする事業場などは含まれません。

次の場合は届出が必要

①特定工場を新設する場合
【新設届】(敷地面積もしくは建築面積を増加し、または既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含みます)

②工場立地法施行時(昭和49年6月28日)に既に特定工場を設置している者(または新設工事中の者)が、以後最初に変更を行う場合【変更届】

③①、②の届出をした者が、その後変更を行う場合【変更届】

④会社の住所、名称などに変更があった場合【氏名等変更届】

⑤譲渡、相続、合併などにより届出者の地位を承継した場合【承継届】

問い合わせ先 市商工課
30・6119番、FAX22・1398番

新しい
「チャレンジショップ」

彦根TMO事業推進協議会

まちづくり支援機関である

「彦根TMO事業推進協議会」では、「チャレンジショップ事業」を展開しています。

今回新たにオープンしたお店を紹介します。

◆彦根バル やぶや食堂

営業内容 飲食店(フレンチ・イタリアン・スパニッシュなどの欧州料理)

場所 旭町6・22(彦根駅前商店街)

営業時間 午後5時～同11時30分

定休日 日曜日

電話 20・4330番

問い合わせ先 彦根TMO事業推進協議会(彦根商工会議所内) 22・4551番、FAX26・2730番

デイサービスセンター
きらら・グループホーム
ゆうゆうの指定管理者

市介護福祉課

彦根市デイサービスセンターきらら・彦根市グループホームゆうゆう(川瀬馬場町の指定管理者を公募し、次の団体を指定管理者に決定しました。

今後とも、日常生活で介護を必要とされる高齢者などの皆さんの生活を助け、健康が保持できる介護サービスの提供を目指します。

供を目指します。

指定管理者

▼名称 勸業郷病院

▼代表者 成宮 秀男

指定期間 4月1日～平成29年3月31日

問い合わせ先 市観光振興課

23・9660番、FAX26・1768番

彦根市観光駐車場の
指定管理者

市観光振興課

彦根市観光駐車場(いろは松駐車場、二の丸駐車場、桜場駐車場、大手前駐車場、本町駐車場、松原水泳場駐車場、京橋口駐車場)の指定管理者を公募し、次の団体を指定管理者に決定しました。

今後とも、利用者のニーズを把握するなどして、リピーターの増加を目指します。

指定管理者

▼(社)彦根観光協会

▼代表者 上田 健吉

指定期間 4月1日～平成28年3月31日

問い合わせ先 市観光振興課

30・6120番、FAX22・1398番

傍聴できます

第3回彦根市廃棄物
減量等推進審議会

市生活環境課

ごみ減量化と再資源化を進める方策などを検討する審議会です。会議は公開で行われ、傍聴できます。

今回の会議では、ごみ対策の課題の整理、ごみの排出抑制、再資源化の具体的な対策の検討などを行います。

日時 3月28日(水) 午後1時～同4時

場所 第2委員会室(市役所5階)

問い合わせ先 市生活環境課

30・6116番、FAX27・0395番

浄化槽の法定検査を
受けましょう

市生活環境課

彦根市では、家庭から排出される生活雑排水の適正な処理を推進しています。

特に下水道が整備されていない地域で活躍しているのは浄化槽です。

浄化槽は適正な管理で機能が維持されます。浄化槽を適正に維持するため、法令によって保守点検・清掃、法定

検査が義務付けられています。

法定検査は、浄化槽を新たに設置をした場合の受検と、年に1回の受検があります。

法定検査の料金改定

今回、4月1日(日)から、法定検査の料金が、浄化槽の処理できる能力ごとに改定されます。

料金の改定内容について詳しくは、(社)滋賀県生活環境事業協会(2077・5549271番)にお問い合わせください。

※家庭用の浄化槽(10人槽以下)の料金は変更ありません。

問い合わせ先 市生活環境課

30・6116番、FAX27・0395番

7月9日(月)から

外国人の皆さんの
登録制度が変わります

市市民課

法律の改正により、現行の外国人登録制度は廃止されます。外国人の皆さんは、日本人と同様に「住民基本台帳法」が適用されるようになります。そこで、対象者や手続きなどをお知らせします。

住民票に登録する対象者

次のいずれも該当する人

○「外国人登録原票」を元に、適法に3か月を超えて在留する外国人

○日本に住居地がある

○次のA～Dの人

A 中长期在留者(「在留カード」の交付対象者)

日本に在留資格があり、在留する外国人のうち、次の①～⑤に該当しない人

①3か月以下の在留期間が決定された人

②短期滞在の資格が決定された人

③外交(または公用)の在留資格が決定された人

④③に準ずる人として、法務省令で定める人、在留資格がある人

⑤在留資格がない人(不法滞在など)

B 特別永住者(「特別永住者証明書」の交付対象者)

C 一時庇護許可者(または仮滞在許可者)

D 出生による経過滞在中国者(または国籍喪失による経過滞在中国者)

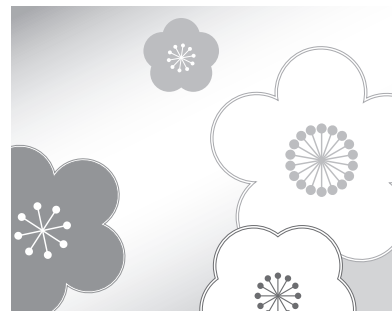
※A～Dに該当しない人や、7月9日(月)に在留資格がない人(在留期間の記載事項の変更を市区町村に届けていない人を含む)は、住民票に登録する対象者とならないので、住民票が発行できない場合があります。

※「通称名」は、「外国人登録証明書」では併記していましたが、「在留カード」と「特別永住者証明書」には併記されません。

5月中旬に「仮住民票」を送付します

7月9日(月)から住民票に記載される外国人の皆さんに、5月中旬に「仮住民票」を送付します。

「仮住民票」とは、現在の「外国人登録原票」の記載を元に作成するもので、7月9日(月)に住民票に記載します。記載内容の確認にご協力をお願いします。記載内容の変更・



人間ドックを
受けてみませんか

彦根市立病院

幸せで楽しい生活を送る基本は「健康」です。毎日の生活を楽しいものにするために、定期的な人間ドックの受診をお勧めします。

彦根市立病院健診センターでは、1年のうち比較的受診者が少ない3月から5月までの間、同センターの有効利用を図るため、人間ドックの料金を割引しています。
この機会に健康チェックをしてみてください。

割引実施期限

5月31日(木) (土・日曜日、祝日は除く)

※土・日曜日、祝日に人間ドックは実施していません。

健診料金

▼日帰りドック 3万9千円 (税込) (通常4万1千円)

▼宿泊ドック 6万円 (税込) (通常6万3,500円)

※女性は、乳がん検診、子宮頸がん検診の追加ができます。(別途料金が必要)

※その他オプション検査の追加ができます。(別途料金が必要)

※健診料金の助成は、病院ではなく、ご加入の健康保険

組合や勤務先の事業所などに事前のご確認をお願いします。

申込方法 受診希望日の2週間前までに、電話で予約をしてください。(完全予約制)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

※予約状況によっては、ご希望に添えない場合があります。早めの予約をお勧めします。

申込・問い合わせ先 彦根市立病院健診センター ☎22・6058番、FAX22・6054番



年度末のごみ収集と
粗大ごみの臨時受け入れ

市清掃センター

3月20日(火)は、通常どおり収集を行います。

038番

こんなときには
こんな手続きを

彦根年金事務所

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人が入る制度です。

次のいずれかに該当するときは、国民年金課、支所、各出張所、または彦根年金事務所での手続きが必要です。
届出を忘れて、保険料を納めていないと、将来に受給する年金額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなったりする場合があります。ご注意ください。

▼20歳になったとき (手続きは、誕生日の前日から)
会社員 (厚生年金の加入者)、公務員 (共済年金の加入者) などを除きます。

▼会社等を退職したとき
被扶養配偶者がいる場合は、配偶者の届出も必要です。

▼第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったとき
収入が増えたとき、離婚したときなど

ただし、当日は祝日のため、清掃センターへの直接搬入はできませんので、ご注意ください。
※詳しくは「平成23年度ごみ等の収集カレンダー」をご覧ください。

粗大ごみの直接搬入

3月25日(日)の午前9時から正午まで、市清掃センターで家庭から出る粗大ごみの臨時の受け入れを行います。次の点にご注意ください。

▼粗大ごみ以外のごみの搬入はできません。

▼指定時間以外の搬入はできません。

▼臨時の搬入経路を設ける場合があります。事故防止のため、誘導する係員の指示に従ってください。

問い合わせ先 市清掃センター ☎22・2734番、FAX24・7787番

ご覧ください
固定資産の価格等
平成24年度の縦覧・閲覧

市 税 務 課

平成24年度の固定資産税額の基になる土地・家屋・償却資産の価格 (評価額) などを、3月末に決定します。新

しい価格などを次のとおり開示します。

縦覧・閲覧される場合は、本人確認ができる書類などを提示していただきます。

縦覧・閲覧できる人の条件や、本人確認の方法など詳しくは、彦根市ホームページをご覧ください。か、市税務課資産税係にお問い合わせください。

平成24年度は、土地・家屋の価格を全面的に見直す3年に1度の「評価替え」の年です。「評価替え」については、広報ひこね4月1日号でお知らせします。

◆縦覧

納税者が、自分の資産の評価額が適正かどうか、他の資産の評価額と比較して確認するものです。

期間 4月2日(月)～5月31日(木) 場所 市税務課 (市役所2階) 縦覧できる人 今年の1月1日現在で、市内に課税対象の土地・家屋を所有する人

縦覧の対象 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿 ※縦覧帳簿には、土地・家屋の所有者や税額は記載していません。

◆閲覧

納税義務者が、固定資産課税台帳の自分の資産について記載された部分を確認するものです。

借地人・借家人も、使用・収益の対象となる資産の課税内容を確認できます。

開始日 4月2日(月) 場所 市税務課 (市役所2階) 閲覧できる人 納税義務者 (所有者) とその同居の親族、または借地人・借家人など

※借地人・借家人などは、閲覧の範囲が限られます。

閲覧の対象 土地・家屋・償却資産の各固定資産課税台帳、名寄帳

◆不服申立て

固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合、価格が台帳に登録された日 (3月末日) から納税通知書の交付を受けた日の後60日の間に、彦根市固定資産評価審査委員会に対して、審査の申し出をすることができます。

平成24年度は「評価替え」の年にあたるため、全ての土地・家屋が対象になります。

問い合わせ先 市税務課資産税係 ☎30・6138番、FAX22・1398番

▼平成22年6月16日現在、日本国籍を有するご存命の人の受付期限 3月31日(土) (消印有効)

問い合わせ先 独立行政法人平和祈念事業特別基金 ☎0570・059・204番、受付時間 月～金曜日 (祝日を除く) 午前9時～午後6時



意見公募手続制度

結果のお知らせ

彦根市住宅マスタープラン (素案)
意見の件数 0件
問い合わせ先 市住宅管理室 ☎30-6123、FAX22-1398

彦根年金事務所 (外町) 国民年金課 ☎23・1114番、FAX23・9

▼平成24年4月分からの1年前納 (現金納付) 17万6,570円 (3,190円お得)

▼半年前納 (現金納付) 8万9,150円 (730円お得)

▼納付期限 5月1日(火)

問い合わせ先 彦根年金事務所 (外町) 国民年金課 ☎23・1114番、FAX23・9

地域通貨「彦」の交付が始まります

皆さん一人一人の手により、彦根のまちをさらに美しく、活力あるまちにしていくなことを目指す「美しいひこね創造事業」も、4月で7年目を迎えます。平成23年度中の活動に対する「彦」の交付が4月から始まります。



▲「彦」が使えるお店に配布しているステッカー（4月1日～）

交付窓口 囲まちづくり推進室（市役所1階、支所）
交付期間 4月1日（日）～5月31日（土・日曜日、祝日は除く）
時間 午前8時30分～午後5時15分
持ち物 平成23年度美しいひこね創造活動報告書、印鑑
「彦」の使用 現在「彦」の使い道は次の通りあります。

- ① 市民などの間での自由な流通
- ② 彦根市の施設の使用料や手数料のうち、定められたもののへの支払い（1彦11円とし、おつりを受け取ることはできません）
- ③ 登録された市民団体への寄附
- ④ 「彦」5枚で、エコバッグとの交換（交換は「彦」のみで、現金と「彦」の組み合わせはできません）

平成21年度発行の「彦」の有効期限は平成24年3月31日（土）です

有効期限を過ぎると使うことができません。期間内に使用してください。平成21年度発行の「彦」は次のとおりです。

- ◆色は、赤
- ◆右下の有効期限が、平成24年3月31日（土）



地域に貢献している「彦」協力店

「彦」と引き換えに特典を受けることができます。※受けられる特典は、代金の割引やサービスなど、店舗により異なります（平成24年2月29日現在）。

店名（所在地）	
飲食業（9店）	伊勢幾（錦町）
	中国料理 龍鱗（旭町）
	ほっこりカフェ朴（尾末町）
小売業（32店）	スイコー（本町二丁目）
	UCCカフェメルカード彦根中央店（中央町）
	喫茶邂逅（旭町）
	きゃべつ畑（城町二丁目）
	もんぜんや（本町一丁目）
	食堂すぎもと（立花町）
	㊿しかの商店（本町一丁目）
	おもちゃの店ギンザみくちや（銀座町）
	木下呉服店（京町三丁目）
	安澤種苗店（銀座町）
	うつわや（本町一丁目）
	トミタデンキ（河原二丁目）
	洋品のタムラ（銀座町）
	木野洋服店（銀座町）
	まどか珈琲豆店（野田山町）
	LLPひこね街の駅戦國丸（河原三丁目）
	ふとんの藤居（中央町）
	越川表具店（栄町一丁目）
	昆布一北川商店（本町一丁目）
	エコスタイル自転車店（河原二丁目）
サービス業その他（7店）	キルトパレット（旭町）
	リーガルシューズ彦根店（旭町）
	十一屋（城町二丁目）
	時計・宝石 藤蔭（中央町）
	三中井（本町一丁目）
	あなたの本棚天辰堂ビバシティブックセンターきものあやめ彦根店（ビバシティ2階）
	井戸駒（小泉町）
	西川太陽堂（高宮町）
	松本酒店（高宮町）
	クラウンブレッド平和堂（高宮町）
	フラワースタジオ ミヤウチ（南川瀬町）
	（旬）園芸センター森（清崎町）
	Pana CITY テハラ（田原町）

犬の登録と狂犬病予防注射

登録と注射は、飼い主の義務です。登録は犬の一生に1回、注射は毎年1回必ず受けさせましょう。

対象となる犬 市内で飼われている生後91日以上の犬

日程と会場 左の表のとおり

月 日	時 間	実 施 会 場
4月	4日（水）	南 地 区 公 民 館（甘呂町）
		八 坂 町 民 会 館
	6日（金）	湖東健康福祉事務所（彦根保健所）
		鳥 居 本 地 区 公 民 館
	9日（月）	福 祉 保 健 セ ン タ ー（平田町）
		武 道 場（城東小学校西側）
	11日（水）	東 沼 波 会 館
		原 町 西 集 会 所
	13日（金）	市 役 所（北側駐輪場付近）
		中 地 区 公 民 館（大藪町）
	16日（月）	グリーンプアひこね（清崎町）
		城 西 会 館（彦根地方気象台西側）
	18日（水）	ひこね 燦 ぱ れ す（小泉町）
		人 権 ・ 福 祉 交 流 会 館（犬方町）
	20日（金）	本 庄 町 公 民 館
		新 海 町 公 民 館
		下 岡 部 町 公 民 館 横 精 米 所
	23日（月）	高 宮 地 域 文 化 セ ン タ ー
		旭 森 地 区 公 民 館（正法寺町）
	25日（水）	稲 部 町 公 民 館
5月		亀 山 出 張 所（賀田山町）
	15日（火）	市 役 所（北側駐輪場付近）
		県立視覚障害者センター（松原一丁目）
	17日（木）	河 瀬 出 張 所（森堂町）
		稲 枝 支 所（田原町）
		グリーンプアひこね（清崎町）



狂犬病予防の必要性

- 狂犬病は、いまだに世界のほとんどの国で発生しています。平成18年には、海外で犬にかまれ、帰国してから狂犬病を発症して死亡する事例も出ています。
- 世界では年間およそ5万5千人の人が狂犬病で亡くなっています。このうち3万人以上はアジア地域での死亡者と言われています。
- 狂犬病は日本、英国、オーストラリア、ニュージーランドなどの一部の国々を除いて全世界に分布します。
- 近年のペットブームで、狂犬病が発生している東南アジアからの子犬の輸入が増加しています。
- 狂犬病は、いったん発症すると治療法がなく、人間と動物に共通する、致死率100%の恐ろしい感染症です。
- 狂犬病の撲滅には、犬の登録、予防注射、野犬の収容が必要です。

● 生後91日以上で未登録の犬 6,200円（狂犬病予防注射済票交付手数料550円）
● 登録と注射は、飼い主の義務です。登録は犬の一生に1回、注射は毎年1回必ず受けさせましょう。

- ① 既に登録を済ませている犬の飼い主は、犬の登録カード（愛犬カード）を持ってきてください。
- ② 新しく登録する犬の飼い主は、住所、氏名、電話番号、犬の名前、生年月日、性別を書いたメモを持ってきてください。
- ③ 必ず犬を制止する（押さえる）ことができる人が連れてきてください。
- ④ 犬の体を清潔にして連れてきてください。

- ⑤ 犬の体調が悪い場合は、かかりつけの獣医師に相談してから、予防注射を受けさせてください。
- ⑥ 会場で犬がふんをしたときは、飼い主が責任を持って後始末をしてください。
- ⑦ 盲導犬を除いて、引き綱は必ず首輪につけて来場してください。

★ 飼い主の住所変更、犬の死亡など内容の変更があれば、はがきか電話でご連絡ください。

問い合わせ先 囲生活環境課 30・6116番、FAX 27・0395番

彦根駅東土地区画整理事業区域内 保留地を売却します

彦根駅東土地区画整理事業
地内の保留地の購入者を随時
募集しています。

所定の申出書に必要事項を
書いて、**両市街地整備課**にお
持ちください（先着順）。郵送
や電話では受付できません。

※**予定価格**（最低売却価格）以
上の**買受金額**を提示した人が
対象です。

売払物件 下表のとおり
申出書などの配布開始日

3月15日（木）

配布場所 両市街地整備課
（市役所2階）、支所、各出張所

※彦根市ホームページからダ
ウンロードすることもで
きます。

申出書の受付開始の日時

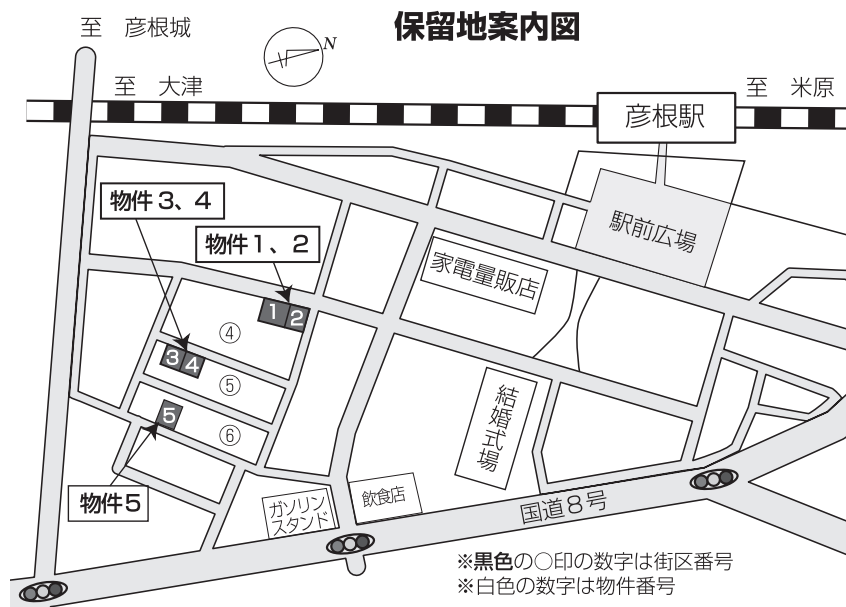
下の表のとおり

※書類に不備がある場合は受
付できません。

※午前8時30分に複数の申出
がある場合は、最も高い買
受金額を提示した人を**売払**
予定者とします。

申込・問い合わせ先 両市街
地整備課 ☎30・6126番、
FAX 24・5211番

保留地案内図



保留地

- ▶保留地とは、土地区画整理事業によって新たに生み出した土地です。
- ▶保留地の売却収入は、土地区画整理事業の財源の一部になります。
- ▶保留地は、換地処分の公告の日の翌日まで登記簿が作成されません。
- ▶彦根市で保留地権利登録台帳を作成して保管しますので、保留地に権利設定をして、金融機関から融資を受けることもできます。



売払物件

物件番号	保留地位置など			予定価格 （最低売却価格）	用途地域	申出書の受付 開始日
	街区	画地番号	地積			
1	4街区	4	851.27 m ²	9,270万3,300円	近隣商業地域および 第1種住居地域	3月21日(水) 8:30～
2		5	289.16 m ²	3,365万8,200円		
3	5街区	1-1-3	200.00 m ²	1,940万円	第1種住居地域	随時募集中
4		1-1-4	200.00 m ²	1,940万円		
5	6街区	9	199.71 m ²	1,945万1,800円	第1種住居地域	3月21日(水) 8:30～

はーとふるメッセージ

特選作品紹介 第3回

学年、学校名はいずれも応募時の
ものです。

ポスター・中学生の部

田中 沙也加さん（南中学校3年）



作文・小学生の部

わたしのお父さん
山瀬 もえかさん（金城小学校4年）

わたしのお父さんは、耳が聞こえません。なぜお父さんが、耳が聞こえないかというと、お父さんが生まれる時、おばあちゃんが、体ちようを悪くしていたからだそうです。

お父さんは、ほちようきをつけても聞こえません。だから、お父さんと話す時は、手話を使ったり、紙に書いて話します。たとえば、何かものをとってくれたときの、「ありがとう」や、学校であった事、テレビを見て、思った事などいろいろな事を、お父さんと、毎日話しています。

この前、お父さんが、わたしに、「もえか、学校でいじわるは、うけないかい。」と言ってくれました。わたしは、「うんうん。だいていじわるだいた。」

と答えました。その時、わたしは、「お父さんって、やさしいな。」と心のそこから思いました。

毎週金曜日は、夜七時から、わたしも手話サークルに行きます。お父さんやお母さんのほかに、耳の聞こえない人や、子どもたち、耳は聞こえるけれど、手話をならいに来た人たちが、毎週二十人から三十人くらいは、来ます。

手話サークルでは、大人達は手話を習ったり、会話をしたりしています。わたしは、小さい子どものめんどろを見ている。大人は、みんな手話をしてるので、すごく静かです。時々、「クリスマス会」や、「ほう年会」など、楽しいこともあります。その時は、大人と、子どもがいっしょに、ゲームをしたり、食事をしたりしています。その時は、みんなにぎやかです。

わたしは、毎週手話サークルに通っているお父さん達は、手話を覚えたり、つかったりすることをがんばっている

選評 作文を読んで、気持ちが温かくなりました。筆者を大切に思い、「学校でいじわるを受けていないか」心配しているお父さんの心が伝わってきました。優しさがあふれている中で心も体もすくすくと成長している筆者をたのしく思います。終わりの五行にお父さんへの感謝、愛情を呼びかけるように表現されているのがとてもすてきです。

ポスター・中学生の部

小山 涼子さん（南中学校2年）



と、思います。

お父さんへ、いつもありがとう。いつもは、あまりしゃべらないけど、大好きだよ。毎週金曜日は、お父さんが、手話サークル活動を、がんばっているの。知っているよ。これからもよろしくね。

ウイズ
市民企画講座

＜内容＞ 市民・NPO・団体・がつくる男女共同参画事業を募集します。＜応募条件＞男女共同参画社会の実現のために企画されたもの（例えば、地域、まちづくり、子育て支援、高齢者支援、女性チャレンジ支援、男性の生き方など）、ウイズを会場として開催する事業、幅広く市民に参加を呼びかける事業。＜支援内容＞事業の実施に必要な全ての経費（講師への謝礼金、消耗品費、印刷費、賃借料など）、支援金の上限は5万円、支援する事業は選考して3事業以内。＜対象＞市内で活動しているNPO、市民団体、学生サークル、市民グループなど。＜申込期限＞4月28日（土）＜申込・問い合わせ先＞男女共同参画センター「ウィズ」（〒522-0041 平田町670） ☎24・3529番（FAX共用）※所定の企画提案書に必要事項を書いて、郵送または窓口へ。

ウイズ
さんかく塾

＜内容＞男女共同参画社会に関するさまざまな課題に気づくとともに、身近な地域や団体で、実践に結びつけるような知識や技術を身につけましょう。＜開催日など＞左の表のとおり。＜時間＞いずれも午後1時30分～同3時30分。＜場所＞男女共同参画センター「ウィズ」会議室ほか。＜対象＞

開催日	内容・講師など
4月21日（土）	・さんかく塾 開講式 ・テーマ「男女共同参画社会とは？」 ・ワークショップ「身の回りの問題、地域の問題を考えよう」 講師：困人権政策課 職員
5月19日（土）	・まちに出てみよう！まちづくりを体験しよう 訪問先：未定 ※第1回目（4月21日（土））にお知らせします。
6月16日（土）	・公開講演会「落語口演（こうえん）会」～□（しかく）い社会を○（まる）くする△（さんかく）落語～ 講師：千金亭（せんきんてい）値千金（あたいせんさん）さん
7月28日（土）	・「DV被害から守るために」 講師：高橋啓子さん（聖泉大学教授）
8月4日（土）	・テーマ「笑いの芸術、狂言から学ぼう」 講師：狂言アマチュア集団 彦根伊呂波（いろは）会 ・さんかく塾 閉講式

市内在住・在勤・在学の人。＜定員＞30人（先着順）。＜費用＞各回200円。＜託児＞1人1回200円（0歳～就学前、要予約）。＜申込期間＞4月2日（月）～同20日（金）。＜その他＞4回以上出席した人には修了証書を渡します。＜申込・問い合わせ先＞男女共同参画センター「ウィズ」（平田町） ☎24・3529番（FAX共用）※電話、FAXまたは直接窓口へ。



ウイズ
はじめてのパソコン教室

＜内容＞パソコンを学ぶことによってより楽しく、活動的な生活を送れるようになることを目指します。スイッチを入れるところから始めます。＜講座の内容など＞下の表のとおり。＜開講日の曜日・時間＞いずれも月曜日、午前10時～正午。＜場所＞男女共同参画センター「ウィズ」講習室。＜対象＞市内在住・在勤・在学の人でパソコン初心者。＜定員＞10人（先着順）。＜費用＞各講座（全6回分）5千円（教材費込）。＜託児＞1人1回200円（0歳～就学前、要予約）。＜申込・問い合わせ先＞男女共同参画センター「ウィズ」（平田町） ☎24・3529番（FAX共用）※各講座ごとに申し込みを受け付けます。電話、FAXまたは直接窓口へ。

テーマ	開講日	申込期間
第1講座 パソコンで何ができるの？	4月9日、同23日、5月14日、同28日、6月11日、同25日	3月15日（休）～4月7日（土）
第2講座 手書きから脱出しよう！	7月9日、同23日、8月13日、同27日、9月10日、同24日	6月15日（金）～7月7日（土）
第3講座 パソコン使いこなし術！	10月15日、同29日、11月12日、同26日、12月3日、同17日	9月15日（土）～10月13日（土）
第4講座 インターネットを楽しもう！	平成25年1月7日、同21日、2月4日、同18日、3月11日、同25日	12月15日（土）～平成25年1月5日（土）

滋賀県社会教育委員

＜内容＞滋賀県では社会教育の振興にあたり、滋賀県社会教育委員の一部を公募します。＜職務内容＞年2回程度の会議に出席して、社会教育に関する事項について、調査・審議や

協議をしたり、意見を言ったりします。＜任期＞7月2日より。平成26年7月1日。＜定員＞2人。※「意見書」などを総合的に考慮して決定します。＜報酬＞会議に出席したときは、報酬と交通費を支払います。＜申込期限＞4月6日（金）（必着）。＜申込・問い合わせ先＞県教育

委員会生涯学習課（〒520-8577 大津市京町4丁目1-1） ☎077-528-4654番、FAX077-528-4962番。※「応募書」と、「連携・協働による生涯学習・社会教育の推進について」に関して1千字程度にまとめた「意見書」（書式自由）を添えて郵送。「応募書」は、県教育委員会生涯学習課のホームページからダウンロードすることができます。

新規就農者

＜内容＞「これから本格的に畑仕事を頑張ってみよう」という人のため、約50名の体験ほ場で野菜づくり体験をしていただきます。＜栽培期間＞6月～平成25年2月。＜場所＞松原町。＜対象＞グリーンピアひこねで開講する「花菜実塾」の野菜講座を受講する、市内在住の人。＜定員＞14組（1家族1組）。※申込者多数の場合は抽選。＜費用＞栽培に伴う経費は個人負担。※ほ場の借地に伴う経費は不要です。＜その他＞体験をしていただくには条件があります。詳しくは、グリーンピアひこねにお問い合わせください。＜申

グリーンピアひこね
自主講座

＜内容＞グリーンピアひこねの学びの場で、楽しく技術を習得しませんか。＜対象＞市内在住・在勤の人。＜内容など＞下表のとおり。＜場所＞グリーンピアひこね。ほか。＜費用＞申込時に、受講料、教材費をお支払いいただきます。※中途退会者に受講料などの返金はしません。＜申込期間＞4月2日（月）～同16日（月）。＜その他＞各講座とも先着順に受け付け、定員になりしだい締め切ります。※定員に満たない講座は開講しない場合があります。＜申込・問い合わせ先＞グリーンピアひこね（清崎町1-18） ☎25・3909番、FAX25・3972番。※グリーンピアひこねにある所定の申込書で直接窓口へ。電話、FAXでの申し込みはできません。

講座名	内容	期間	回数	時間	定員	受講料	教材費・諸経費
果樹庭木盆栽教室	果樹の施肥、摘果、庭木・盆栽の剪定（せんてい）などの技術を学ぶ	5月1日（火）～平成25年2月5日（火）	10回	9:00～12:00	30人	2千円	500円＋実費
園芸（花づくり）教室	花の栽培管理技術と、季節に合わせた手入れ法を学ぶ	5月7日（月）～12月17日（月）	8回	9:30～11:30	15人	1,600円	500円＋実費
アグリ料理教室	米飯を主に、旬の野菜などを素材とした調理を実習する	5月10日（休）～平成25年2月7日（休）	9回	10:00～13:00	30人	1,800円	5千円
菊講座	土づくり、苗の育て方から開花までの栽培技術を学ぶ	5月11日（金）～12月7日（金）	9回	9:30～11:30	15人	1,800円	2千円



健康だより

すくすく ベイビー



やまなか
山中佑頼ちゃん
(地藏町)



にしむら
西村莉桜ちゃん
(平田町)



しちざわ
志智陽太ちゃん
(小泉町)



ひこね元気計画21
マスコットキャラクター
“コンキー君”

母子保健

赤ちゃんサロン

☆母子健康手帳をお持ちください。

日時 4月3日(火)
9:45~11:30 (受付9:30~9:45)
場所 福祉保健センター1階
対象 2~3か月児とその保護者
内容 子育てに関する情報交換や、友だちづくり

すくすく相談

☆母子健康手帳をお持ちください。

●身体計測 (9:30~11:00)
場所 福祉保健センター別館2階
4月5日(木)
対象 4か月~1歳未満児
※離乳食の状況にあわせて、栄養士がグループごとに質問にお答えします。
9:50~10:10 1回食・開始前の児
10:15~10:35 2回食
10:40~11:00 3回食

4月12日(木)
対象 1歳以上の児
※絵本の開き読みもあります。
4月26日(木)
対象 4か月未満の児
※全乳幼児対象の個別相談も行います。

●身体計測・個別相談
(9:30~11:00)
4月24日(火) 人権・福祉交流会館
(WAととねす春日)
4月25日(水) 稲枝地区公民館

離乳食教室

~1日2回食に進みましょう~
☆母子健康手帳をお持ちください。
日時 4月6日(金)
9:45~11:30 (受付9:30~9:45)
場所 福祉保健センター1階
対象 7~8か月児とその保護者

☎健康推進課(平田町・福祉保健センター)
☎24-0816、FAX24-5870

4月の乳幼児健康診査

※対象児の生年月日をご確認のうえ、お越しください。
※該当月に来られない場合は、ご連絡ください。

場所 福祉保健センター別館2階
受付時間 13:00~14:00

健診名	実施日	対象
4か月児	10日(火)	平成23年11月16日~11月27日生
	17日(火)	平成23年11月28日~12月15日生
10か月児	11日(水)	平成23年 5月16日~ 6月 2日生
	18日(水)	平成23年 6月 3日~ 6月15日生

場所 福祉保健センター1階
受付時間 13:00~14:00

1歳6か月児	6日(金)	平成22年 9月16日~ 9月29日生
	20日(金)	平成22年 9月30日~10月 15日生
2歳6か月児	5日(木)	平成21年 9月16日~ 9月29日生
	19日(木)	平成21年 9月30日~10月 15日生
3歳6か月児	9日(月)	平成20年 9月16日~10月 2日生
	16日(月)	平成20年10月 3日~10月 15日生

対象 主に亀山・稲枝地区の児
場所 南老人福祉センター(稲枝支所の北隣・田原町)
受付時間 13:30~14:00

4か月児	25日(水)	平成23年11月26日~12月21日生
10か月児	25日(水)	平成23年 5月16日~ 6月15日生

成人の健康

けんこう相談

●保健師による相談
(9:30~11:00)
4月13日(金) 福祉保健センター1階
4月24日(火) 人権・福祉交流会館
(WAととねす春日)
4月25日(水) 稲枝地区公民館
※上記以外にも電話での相談も行っています。

栄養相談

~新生活を始めるための食生活アドバイス~
新生活を始めるために、食事作りや栄養バランスのとり方など、この機会に食事のことについて聞いてみませんか。
日時 4月9日(月) 9:00~、10:20~
<予約制、各1人>
場所 福祉保健センター 1階
※上記のテーマ・日時以外でも、さまざまに相談を受け付けています。



※4か月児健診以外は、個人通知はありませんので、「すくすく手帳」で内容・持ち物をご確認ください。

※1歳6か月児健診は仕上げみがき用歯ブラシ、2歳6か月児健診は歯ブラシとコップをお持ちください。

※2歳6か月児健診では、問診票に「ささやき声検査」の結果をご記入ください。

※3歳6か月児健診では、検尿があります。朝一番の尿を、きれいに洗ったビンなどに入れてお持ちください。

たちはな号 巡回予定

彦根市立図書館
☎22-0649 FAX26-0300

※駐車場での駐車時間は、1か所当たり30~40分間です。

4月		
3日(火)	宮田町山田神社	11:00
	J A 東びわこ鳥居本支店駐車場	13:20
	鳥居本町高根団地	14:10
	小野こまち会館	15:00
4日(水)	太平団地	13:20
	東山会館	14:10
	湖上平団地堤医院前	15:00
	J A 東びわこ本店前駐車場	14:10
5日(木)	葛籠町公民館	13:30
	高宮地域文化センター	14:20
	B S アパート2号棟	15:10
	河瀬地区公民館	15:00
6日(金)	清崎町ばんば	13:20
	J A 東びわこ本店前駐車場	14:10
	河瀬地区公民館	15:00
	多景保育園横	13:20
10日(火)	長曾根町・エクセレントヒルズ彦根	14:10
	彦根ニュータウン中央部	15:00
11日(水)	榆山公民館	13:30
	亀山出張所	14:20
	人権・福祉交流会館 (WAととねす春日)	15:10
	鳥居本地区公民館	11:00
12日(木)	小泉町百貨卸センター駐車場(東側)	13:20
	東沼波町秋葉神社	14:10
	旭森地区公民館	15:00
	J A 東びわこ種子センター	13:20
13日(金)	滋賀観光バス彦根営業所	14:10
	ローソン彦根外町店駐車場	15:00
17日(火)	清崎町浄宗寺	13:30
	亀山ニュータウン	14:20
	日夏ニュータウン第2期集会所前	15:10
	開出今菅原神社	13:20
18日(水)	蔵の町団地中央	14:10
	開出今第2団地(市立病院前)	15:00
19日(木)	平田町大沢高岸B公園	11:00
	西今町松田団地	13:20
	西今町伊庭団地	14:10
	若葉小学校東門	15:00
20日(金)	稲里町公民館	13:30
	稲枝地区公民館	14:20
	稲枝駅前	15:10
21日(土)	千鳥ヶ丘会館横	13:15
	岡町東光寺前	14:00
	平田町明照寺前	14:50
24日(火)	大藪町農業倉庫	13:20
	下後三条説教場	14:10
	中藪一丁目白山神社	15:00
25日(水)	新海町公民館	13:30
	田附町公民館	14:20
	本庄町公民館	15:10
27日(金)	普光寺町(東ノ辻広場)	11:00
	彦富町公民館	13:10
	金沢町公民館	14:00
	港屋駐車場東	14:50

図書館休館日

4月2日(月)、9日(月)、
16日(月)、23日(月)、
26日(木)、30日(月・振)

し尿 収集予定

彦根市事業公社
☎23-4135 FAX23-4134

※臨時の収集は、早めにお申し込みください。
(臨時の収集は、原則として毎週火・金曜日に実施します。)
※収集の状況によって、収集日は3日程度前後することがありますが、ご了承ください。

4月

2日(月)	野田山、正法寺、三津、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、銀座、中央(第1・4部)、芹橋一丁目、芹橋二丁目(河原二丁目一部を含む)、松原一丁目、松原二丁目、松原(四ツ川)、西今(松田団地)、平田(大沢)、
3日(火)	野田山、正法寺、海瀬、幸、芹、安清、野瀬、西今、西今(伊庭団地)、須越、三津屋
4日(水)	里根、外、正法寺、幸、城町一丁目、城町二丁目、栄町一丁目、池州、野田山、八坂、須越、西今、開出今(蔵の町団地)、八坂東団地
5日(木)	野田山、正法寺、地蔵、里根、外、山之脇、芹川(北、南、大仏、千鳥ヶ丘)、大藪、小泉(開出)、宇尾、竹ヶ鼻、開出今、開出今(蔵の町団地)、八坂東団地
6日(金)	地蔵、地蔵(湖上平団地)、原(原西団地)、橋向、上後三条、後三条(下)、開出今、清崎(西、清崎団地)
9日(月)	大橋、元岡、沼波、正法寺(太平団地)、西沼波(東部)、中央(第2・3部)、大東、錦(第1部)、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、岡、東沼波(サニー団地)、開出今町1部、八坂北、甘呂
10日(火)	金亀、尾末、中敷、元、船、旭、城町二丁目、栄町二丁目、正法寺(太平団地)、馬場一丁目、馬場二丁目、長曾根、大藪、日夏、清崎(東、西)、清崎団地
11日(水)	和田、佐和、小泉、戸賀、長曾根南、平田(西、北)、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、大東、錦、中央、日夏、賀田山(大山、小山、茂賀、小田部)
12日(木)	新、芹中、小泉、平田(南、中)、日夏、彦富(笹田団地を除く)、田原、金田、石寺(上、下)、岡部(上、下)、出路、金沢(林、中下、長江)
13日(金)	田附、西沼波(出屋敷)、東沼波、稲枝(西、東)、服部、金沢(金沢団地)、彦富、出路、田原、金田、石寺(上、下)、岡部(上、下)、肥田、稲部(稲部南)、彦富(笹田団地)、野良田
16日(月)	鳥居本、大堀、上稲葉、下稲葉、本庄、普光寺、薩摩、稲部(稲部)、金沢(金沢団地)、肥田(西肥田)、稲部(稲部東)、彦富(笹田団地を除く)
17日(火)	鳥居本地区、大堀、東沼波、西沼波、古沢、松原(四ツ川を除く)、柳川、上西川、下西川、新海、南三ツ谷、甲崎、彦富
18日(水)	鳥居本、柳川、上西川、下西川、稲部(稲部)、稲里、東沼波、西沼波(本郷住宅)、太堂、千尋、肥田(西肥田を除く)
19日(木)	鳥居本、錦(第2・3部)、河原一丁目、河原二丁目、河原三丁目、榆、安食中
20日(金)	錦(第2・3部)、河原一丁目、河原二丁目、河原三丁目、河瀬地区(極楽寺、辻堂、南川瀬、川瀬馬場)
23日(月)	高宮地区、河瀬地区(南川瀬、川瀬馬場、蓮台寺、堀、森堂)
24日(火)	高宮地区、河瀬地区(金剛寺)
25日(水)	高宮地区、河瀬地区(金剛寺、広野)
26日(木)	高宮地区、河瀬地区(広野、犬方、出町、葛籠)
27日(金)	高宮地区、河瀬地区(広野、犬方、葛籠)

